



東京海上日動

まさかの事業中断。
そのとき必要なのは、
前を向くための保険。

突然の休業でも、固定費の支払いは必要。
そんな時、いまの保険で対応できますか?
超ビジネス保険の休業補償なら、
貴社の事業継続に必要な費用を補償します。



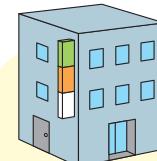
超ビジネス保険 休業に関する補償(主契約)のご案内

太陽光売電収入の損失を補償する場合は「太陽光売電収入補償特約」を、家賃損失を補償する場合は「家賃補償特約」を別途ご契約いただく必要があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。



資金繩りの悪化、
顧客離れ

事業中断・操業停止



事業再開

必要な対応

店舗・工場の復旧

建物の建替、機械・設備の再調達

火災保険で
補償されます

※超ビジネス保険では、「財産に関する補償」にて補償します。

運転資金の確保
顧客離れ防止措置

従業員給与の支払、仮店舗の手配、
外部業者への生産委託 など

火災保険では
補償されません



超ビジネス保険の「休業に関する補償(主契約)」では
火災や自然災害等で罹災した際の次の損失や費用を補償します!

休業中の粗利益

休業期間中に失った粗利益を補償します(従業員の給与などの固定費や営業利益)。

営業継続に必要な追加費用

仮店舗費用や代替機械の借入費用、生産を一時的に外部委託した際のコストアップ費用など、営業継続のために追加で必要となった費用を補償します。

運転資金の確保

顧客離れの防止

お客様の事業継続をWでサポート

お支払い対象となる事故

お客様の事業に使用する建物等が以下の事故により損害を受け、休業することによって生じる損失*1に対して損害保険金をお支払いします。



●火災、落雷、破裂・爆発



●風災、ひょう、雹災、雪災



●給排水設備事故の水濡れ等



●騒擾、労働争議等



●車両・航空機の衝突等



●建物の外部からの物体の衝突等



●盗難



●水災



●食中毒

オプション



●電気的・機械的事故



●その他偶然な破損事故等



●地震による完全休業損失

*1 家賃収入および太陽光発電収入に生じた損失は除きます。

お支払いする損害保険金

休業による売上減少高に対し、ご契約時に設定した補償割合*2に応じて保険金をお支払いします*3。

損害保険金のお支払いイメージ

前年同時期の
売上高
1,000万円

売上高
0円
(売上減少高
1,000万円)

●お支払いする損害保険金の計算例

事故概要	店舗での火災が原因で、30日間休業した。	休業期間中の売上減少高	1,000万円
		ご契約時に設定した補償割合	40%

〈お支払いする損害保険金の計算式〉

売上減少高
1,000万円

×
補償割合
40%

=
損害保険金
400万円を
お支払いします。

*2 補償割合は、粗利益率以下で5%単位で設定します。

*3 1回の事故につき10億円が限度となります。

保険料の目安

【売上高1億円の事業者様の概算保険料】

業種	補償割合	保険料(月々)	業種	補償割合	保険料(月々)
小売業	30%	4,380円	美容・理容業	85%	7,830円
医療業	80%	7,370円	製造業(食品)	40%	5,490円
介護業	90%	8,290円	飲食業	65%	9,460円

上記の保険料例は以下の条件で算出しております。

払込方法：月払

【休業に関する補償(主契約)】補償範囲：全国補償

補償内容：火災、風災、給排水設備事故、騒擾等、車両の衝突等、物体の衝突等、盗難、水災、食中毒、感染症補償特約
保険金支払対象期間：最長6か月 営業継続費用保険金の支払限度額：1事故あたり300万円



超ビジネス保険では、保険料のご負担を軽減いただける割引制度をご用意しています。
詳しくは、代理店または東京海上日動までお問合せください。

本チラシは、超ビジネス保険(事業活動包括保険)の「休業に関する補償(主契約)」の概要についてご紹介したものです。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。保険の内容の詳細については「パンフレット」または「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。また、ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp